

＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

コ④ プレキャストコンクリート製品 (A5371・72・73) Ⅱ類の取扱について

2007年3月9日

[2019年11月29日改訂](#)

JIS 登録認証機関協議会

設 問

Ⅱ類の定義として「受渡当事者間の協議によって、性能及び仕様を定めて製造されるプレキャストコンクリート製品」と規定されている。

- ① Ⅱ類で認証できる製品にはどんなものがあるか。
- ② 「受渡当事者間の協議によって、性能及び仕様を定めて製造される〇〇製品」の協議とはどのように解釈すればよいか。
- ③ “受渡当事者間の協議によって定めた性能及び仕様”に関して、どのようなエビデンスが必要か。
- ④ Ⅱ類のための社内規格はどのようなものを用意すればよいか。
- ⑤ 業界団体規格の製品をⅡ類として認証可能か。
- ⑥ Ⅱ類の申請は同種の製品に係るⅠ類の認証取得が前提となるのか。
- ⑦ 6ヶ月間の生産実績は、どのように考えればよいか。
一般に大型受注製品であり、品質管理に必要なデータを取るのは無駄になる恐れもあり、6ヶ月分のデータを添付するにはどれくらいの検査個数が必要か。
- ⑧ あらかじめ受注を見込んで製造した製品について、契約締結後、Ⅱ類の製品としてJISマーク表示することは可能か。
- ⑨ Ⅱ類製品の継続販売は可能か。
- ⑩ 特定の製品の種類のⅡ類のJIS認証を取得した場合、当該JIS規格に含まれる他のⅡ類製品全てについてもJISマーク製品とすることが可能か。
- ⑪ 認証の範囲はどのように限定するのか。

解 釈

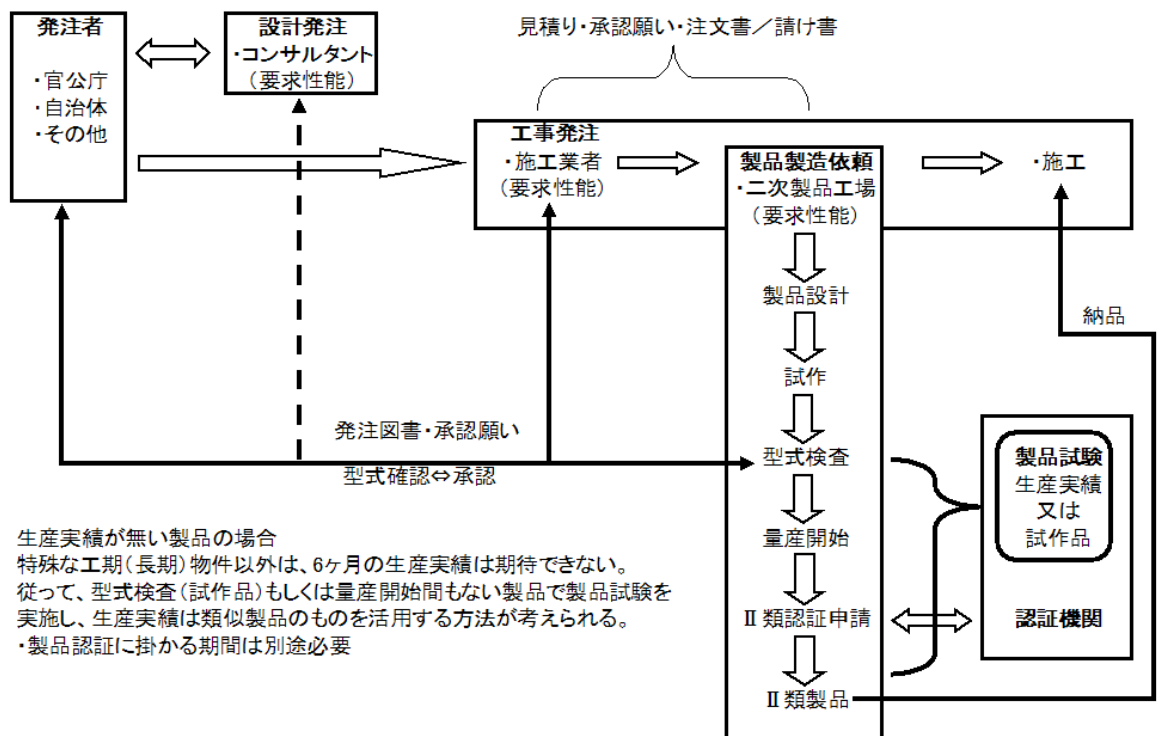
- ① 発注者の要求性能に基づいて生産される製品。
- ② 受渡当事者間の協議とは、原則、製造の前に、製造業者と工事の発注者又は自ら工事を行う者（施主又は施主からの委託業者。公共事業の場合は、官庁又は工事主体である施工業者－ゼネコン等である）との間で取り交わすものことであり、受渡当事者間の協議である契約は、1発注工事毎に必要なである。なお、発注者と製造業者との間に、商社等が絡む場合は、商社等（製造業者から見て発注者と表裏一体）と製造業者が行う契約も当事者間と見なしてよい。
- ③ エビデンスとして、発注者又は施工業者と製造業者との契約の内容がわかるもの（例えば契約書など）であること。それには発注書（発注元、発注工期、発注数量などが分かる資料）の写しや、請書、性能・寸法等を規定した承認願いなどの受渡し、協議の記録が管理されていること。
- ④ Ⅱ類の製品規定・検査規定、及び受渡当事者間の協議規定が定められ、記録が確実に残るようにしてあればよい。
- ⑤ 業界団体規格の製品をⅡ類として認証できるが、③のエビデンスが必要である。
- ⑥ Ⅰ類の認証を取得していなくてもⅡ類の申請は可能である。
- ⑦ 必要なのは、6ヶ月のデータであり、個数としての縛りはない。統計的手法を用いて製品品質が適切であることが確認できるデータ数として100個以上が望ましいが、品質管理状況が良好であれば、50個程度でも良いと考える。さらに少ない場合においては、当該工場における他のコンクリート製品の品質管理

状況(類似製品の生産実績)等から判断する。

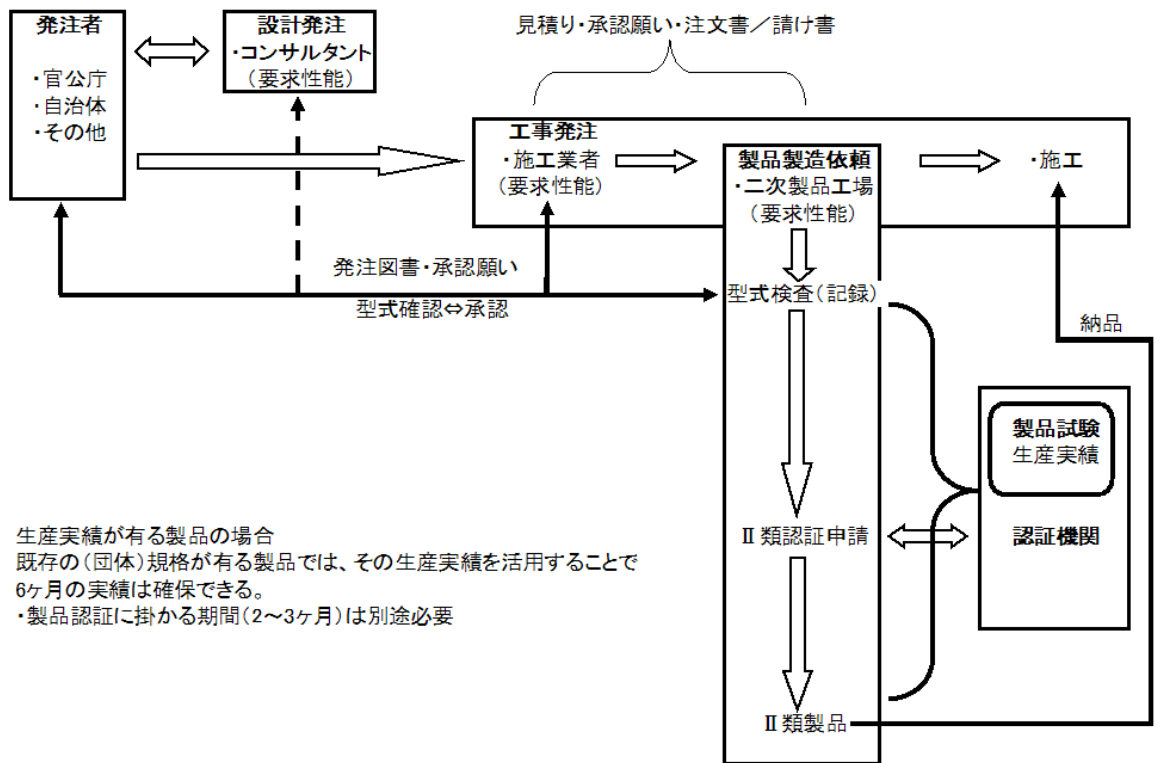
生産実績が無い場合とある場合のⅡ類製品の認証フロー例は添付フローの通り。

- ⑧ 認められないが、以下の a 及び b を満たせば認められる。
 - a. 当該製品に係るⅡ類のJIS認証を取得していること。
 - b. 工事発注契約締結前にⅡ類の表示や当該JISに適合する旨の表示を施していないこと。なお、JISマークの表示は契約数量に応じて行うことになる。
- ⑨ 契約ごとにエビデンスが確保されていればよい。同じ製品を重複して認証審査することはない。
- ⑩ JIS認証を取得した際の認証の範囲に入っていない製品については追加申請が必要である。
- ⑪ 認証の範囲は、JISA5361 及び JIS Q 1012 附属書+Aに規定されている製品(推奨仕様)の通則を利用して限定する。

■生産実績が無いⅡ類製品の認証フロー例



■生産実績が有るⅡ類製品の認証フロー例



生産実績が有る製品の場合
 既存の(団体)規格が有る製品では、その生産実績を活用することで
 6ヶ月の実績は確保できる。
 ・製品認証に掛かる期間(2~3ヶ月)は別途必要

以上